

郡山市若手狩猟者確保事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若手狩猟者を確保することによる鳥獣の適正な保護管理及び鳥獣被害の軽減を図ることを目的として、50歳未満の新規狩猟免許取得者に対し、新たに狩猟を始めるに当たり要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 狩猟免許 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第39条第1項に規定する狩猟免許をいう。
- (2) 郡山市有害鳥獣捕獲隊員 郡山市有害鳥獣捕獲要領（昭和44年4月1日制定）第4条に規定する者をいう。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に居住する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 郡山市有害鳥獣捕獲隊員のうち、第5条に規定する補助金の交付の対象期間（以下「補助対象期間」という。）内に新規で狩猟免許を取得した者であって、取得時の年齢が50歳未満のもの
- (2) 一般社団法人福島県猟友会郡山支部の会員のうち、補助対象期間内に新規で狩猟免許を取得した者であって、取得時の年齢が50歳未満のもの

(補助金の交付の対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、銃、わな、ガンロッカー、銃弾ロッカーの購入その他新たに狩猟を開始する際に要する経費及び狩猟者団体入会費（狩猟免許を取得してから1年以内に支出したものに限る。）とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、4万円を限度とする。

(補助金の交付の対象期間)

第5条 補助金の交付の対象となる期間は、第6条の規定による申請の日が属する会計年度（この条において「申請年度」という。）の前々年度の初日から申請年度の末日までとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、当該交付の決定を受けようとする日の属する会計年度の末日までに、規則第4条の補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 収支決算書（別記様式）
- (2) 銃の所持許可証の写し（第一種又は第二種銃猟免許取得の場合に限る。）
- (3) 狩猟免状の写し
- (4) 銃購入費用の領収書の写し等補助対象経費の支払いの内訳が確認できる書類

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めて指示する書類

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により事業の実績に基づき精算額で行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(補助金の額の確定)

第8条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額確定通知書は、省略するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月28日から施行する。